

# 県内水道の統合・広域連携について

- 1 県内水道の統合・広域連携の考え方について・・・1
- 2 統合に向けた状況について(水道用水供給事業)・・・2
- 3 統合・広域連携に向けた状況について(末端給水事業)・・・5

令和6年1月

千葉県総合企画部水政課

# 1 県内水道の統合・広域連携の考え方について

## (1) 県内水道の統合・広域化の当面の考え方 (平成22年3月) (抄)

### 1 基本的な考え方

- 県は、広域自治体として、広域的な水源の確保及び水道用水供給事業を担い、市町村は、基礎自治体として、住民生活に密接なサービスである末端給水事業を担うことを基本とする。
- 災害対策等の充実、合理的な施設の整備・更新、水道事業体の経営健全化促進など県内水道が抱える様々な課題に対処するためには、統合・広域化が最も有力な選択肢であるとする。
- 県内水道全体の将来の具体的な組織のあり方については、今後進めることとしている水道用水供給事業体の水平統合や県営水道が給水している11市における末端給水事業体のあり方の議論を踏まえながら、検討を進めていく。
- 上記検討を進めるに当たっては、県・市町村の役割分担と統合・広域化の必要性について、関係者間で共通認識を共有できるよう十分に対話を行っていく。

### 2 水道用水供給事業体の統合・広域化

- まず、リーディングケースである九十九里地域・南房総地域の水道用水供給事業体(九十九里地域水道企業団及び南房総広域水道企業団)については、両企業団の構成市町村等の合意を前提に平成24年度を目途に県営水道との統合を目指す。
- その他の地域については、統合に対する意見や取組に地域差があることから、県の基本的な考え方と整合が取れるよう十分な対話を行い、合意形成を図りながら、水道用水供給事業体の水平統合を進めていく。
- 統合後の用水供給料金については、当面は、従前の事業体単位で設定するが、将来的には、料金格差の是正を図り、用水供給料金を県内同一とするため、地域間の合意が得られるよう、検討を進めていく。

### 3 末端給水事業体の統合・広域化

#### (1) 県営水道が給水している地域(11市)

- 県・市町村の役割分担に基づき、末端給水事業を市町村が担うよう調整を進めていく。  
なお、県営水道にあつては、末端給水事業が、住民生活に密接なサービスであることに鑑み、市町村ごとに事業区分の明確化を検討していく。

- この地域における末端給水事業体の統合・広域化に当たっては、基礎自治体としての市町村の役割を踏まえた経営形態が実現できるよう、県と市町村間で十分に対話を行いながら検討を進め、合意形成を図っていく。

#### (2) 県営水道が給水していない地域

- 水道用水供給事業体の水平統合に併せ、経営主体である市町村の意見を踏まえながら、必要な支援を行っていく。

## (2) 水道事業基盤強化に係る千葉県基本計画【千葉県版水道ビジョン】(令和元年9月) (抄)

### ■理想像の実現に向けた10年間の取組

#### 統合・広域連携による運営基盤強化の方向性

人口減少が見込まれる中、将来にわたり県民に水を安定的に供給するためには、個々の水道事業体において基盤強化の取組を推進する必要があるが、各事業体の取組のみでは限界があることから、以下のとおり、統合・広域連携を積極的に進めていく必要がある。

#### ○基本的な考え方

本県は水源に恵まれず、水源の大部分を利根川水系に依存しており、同じ利根川水系の水を使用する水道事業体の経営基盤に大きな地域格差がある。

このため、広域自治体である県が水源確保と用水供給事業を担い、基礎自治体である市町村が末端給水事業を担うことを基本に取り組みものとする。

#### ○水道用水供給事業

九十九里・南房総地域の用水供給事業体と県営水道の統合を、リーディングケースとして取り組み、その検討状況を勘案し、適切な時期に、他の用水供給事業体との統合に向け、合意形成を図っていく。

#### ○末端給水事業

##### ・県営水道が給水している地域

各市の水道事業に対する関わり方も異なっていることから、これまでの経緯や県と市の役割分担を踏まえ、関係市と十分に対話を行いながら検討を行っていく。

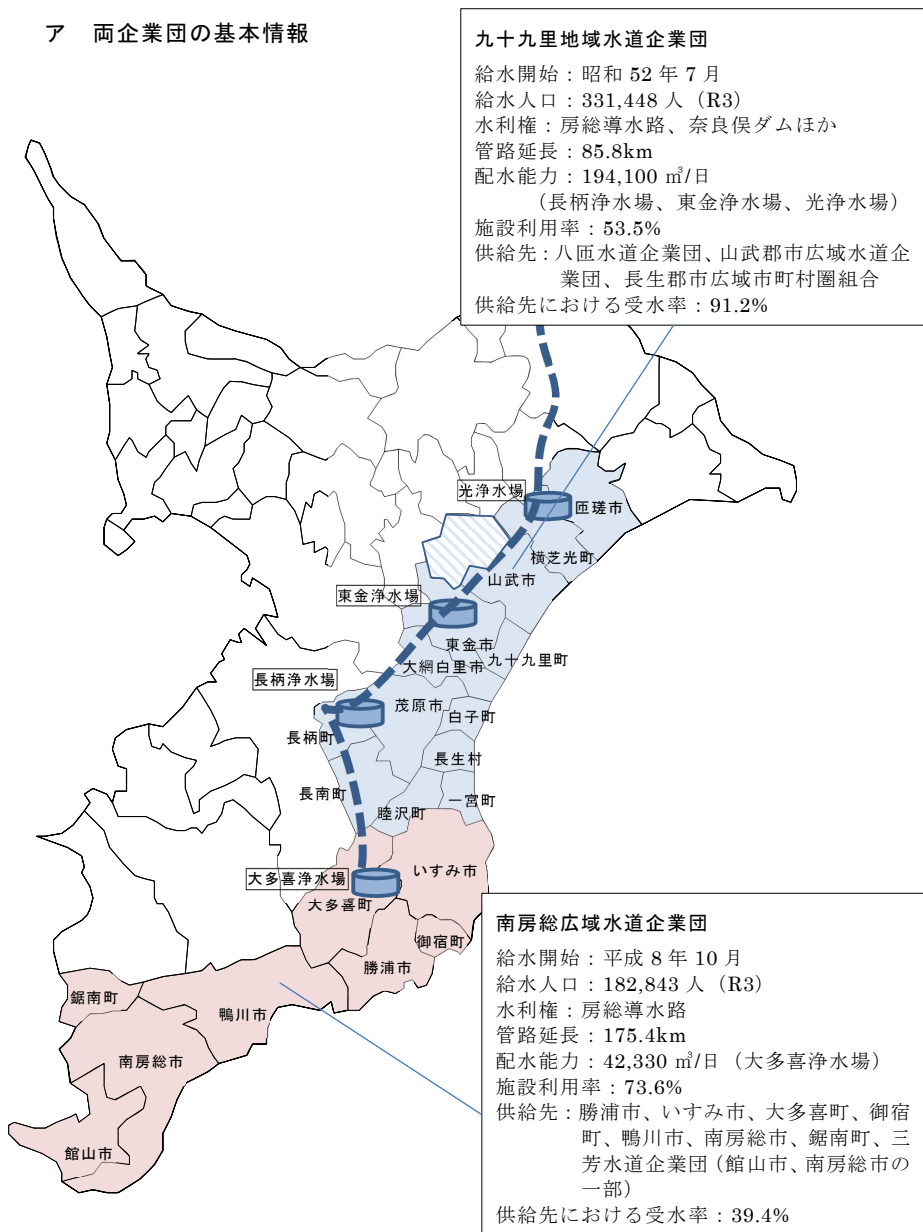
##### ・上記以外の地域

現在の用水供給事業体と、その構成市町村の枠組み(8ブロック)を基本に、具体的な検討を行う。

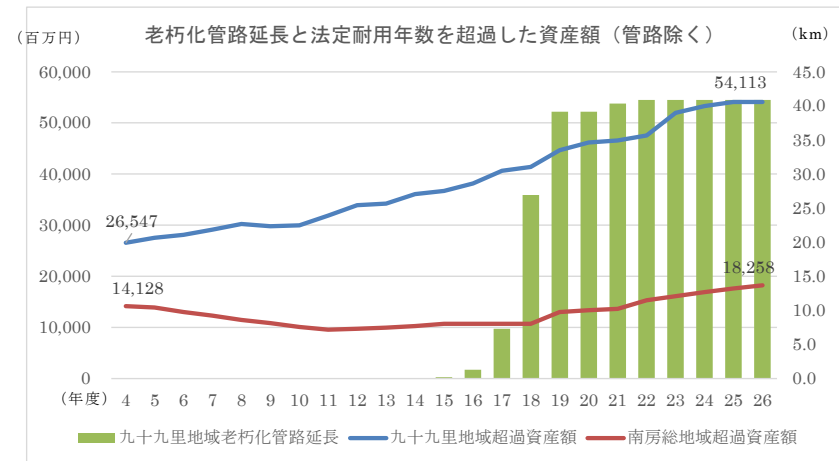
## 2 統合に向けた状況について(水道用水供給事業)

### (1) 九十九里地域水道企業団と南房総広域水道企業団の現状

#### ア 両企業団の基本情報



#### イ 施設の老朽化・耐震化について



指標	九十九里 (企)		南房総 (企)	
	H29	R3	H29	R3
法定耐用年数 (40 年) 超過管路率	61.9%	59.8%	0.0%	0.0%
基幹管路耐震適合率	68.3%	78.3%	95.3%	95.4%
浄水施設耐震化率	40.0%	40.0%	100.0%	100.0%
配水池耐震化率	59.0%	69.2%	100.0%	100.0%

※老朽化管路は法定耐用年数 (40 年) を 1.5 倍超過した管路

#### ウ 経営指標等について

指標	九十九里 (企)		南房総 (企)	
	H29	R3	H29	R3
有収水量 (千 m <sup>3</sup> /年)	38,019.6	37,904.7	11,692.8	11,329.8
供給単価 (円/m <sup>3</sup> )	158.8	143.3	242.0	248.9
経常収支比率 (%)	120.7	106.0	112.2	108.8

#### エ 職員数について【施設・設備の更新を担う職員の状況】

	創設期 (給水開始前年度)	R3
九十九里 (企)	39 人 (最大 S60 57 人)	12 人
南房総 (企)	47 人	9 人
計 (当初)	86 人	21 人

## (2) 検討経緯

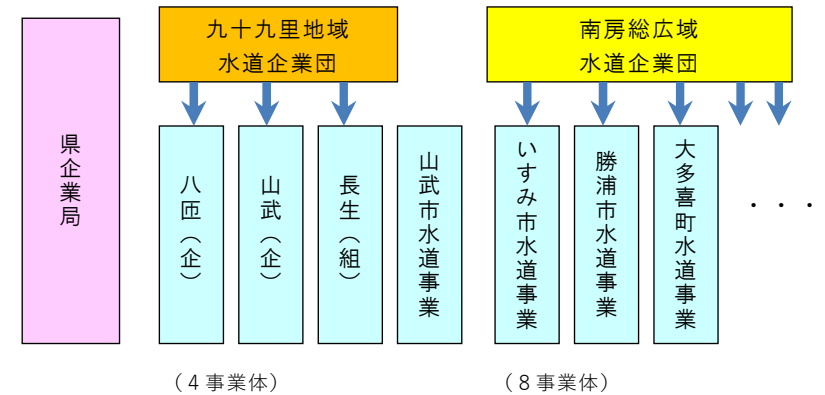
- ① 県内水道の広域化については、平成13年11月第18回千葉県行政改革推進委員会において、
  - ・抜本的に水道事業のあり方を検討すべきである
  - ・水道事業も市町村との役割分担を考えるべき
  - ・水道局も大きな視野の中で新しい役割を検討する時期である
 などの意見が示されたことを受け、その後、庁内検討会議、地域での検討会、有識者による会議で検討が進められた。
- ② 平成19年2月に示された有識者会議の「提言」を踏まえ、平成22年3月に「県内水道の統合・広域化の当面の考え方」等を公表。リーディングケースとして、県営水道と九十九里地域・南房総地域の用水供給事業体の統合を進めることとした。
- ③ 令和元年9月、水道事業基盤強化に係る千葉県基本計画（千葉県版水道ビジョン）を策定・公表。
- ④ 令和2年4月、副知事を会長、副市町村長等を委員とする「九十九里・南房総地域の水道用水供給事業体と県営水道の統合協議会準備会議」を設置し、以降、準備会議をはじめ各種会議を計27回開催。準備会議での合意を受け、令和4年3月、統合の基本的な方向性を取りまとめた覚書を関係市町村等との間で締結。

## (3) 覚書に基づくリーディングケースの進め方

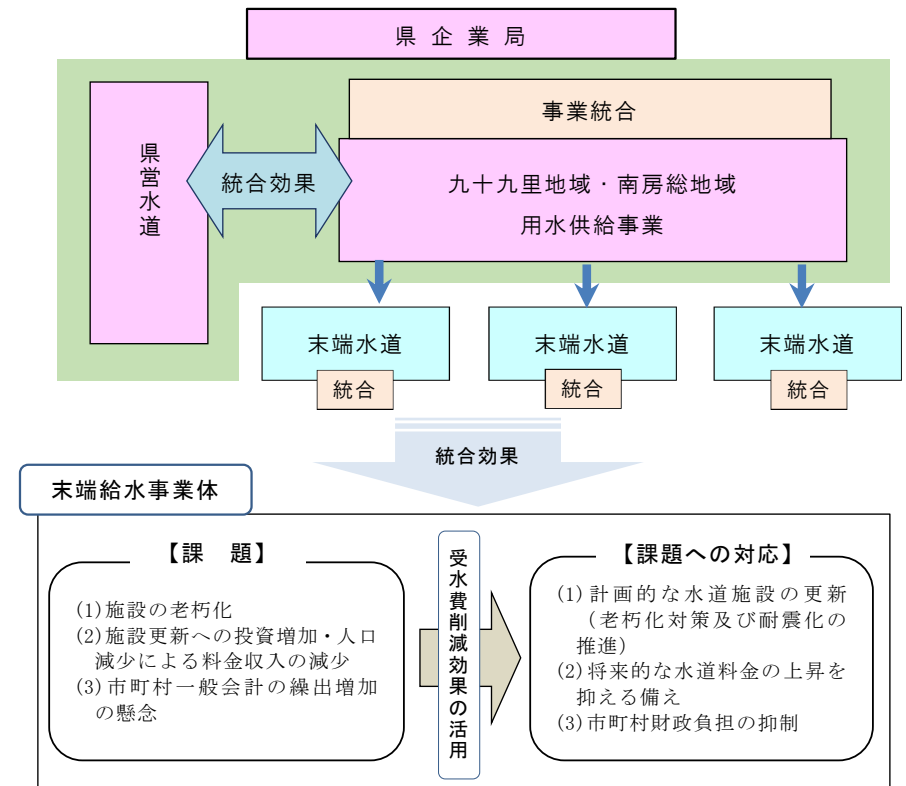
九十九里地域・南房総地域の水道用水供給事業体と県営水道との統合（リーディングケース）については、以下のとおり進める。

- ① 国交付金による財源創出額を最大限活用することを前提とし、統合年度に九十九里地域・南房総地域の水道用水供給事業を事業統合し、県企業局が経営する（県営水道との間で管理部門の集約、システム統合等の統合効果を創出）。
- ② 事業統合により九十九里・南房総地域の水道用水供給料金を引き下げる。
- ③ 水道用水供給料金引下げのための財政措置として、県営水道との統合効果や、国交付金の活用による財源創出額を充て、不足する額については、市町村水道総合対策事業補助金の振替や、県（一般会計）と関係市町村において負担する。

### <現状>



### <統合後>



### 【統合の時期】 令和8年4月を目途

第4回統合協議会（R6.1.19）において、  
 統合の時期：令和7年4月→令和8年4月  
 とすることを承認

#### (4) 九十九里地域・南房総地域の水道用水供給事業体と県営水道の統合協議会

##### ア 目的

九十九里地域・南房総地域の水道用水供給事業体と県営水道の統合に向け、統合に係る事項を協議することを目的として設置する。

##### イ 設置

令和4年4月1日

##### ウ 組織構成

会長：知事、委員：県企業局長、関係21市町村長等

- ・ 下部組織である幹事会、部会及び市町村等調整会議を設置
- ・ 部会（総務、経理・業務、工務、維持管理）にて検討した重要事項について、幹事会から統合協議会へ提案し、協議を進めていく。
- ・ 九十九里地域・南房総地域別の市町村等調整会議において、関係市町村・関係企業団と丁寧に協議調整を進めていく。

##### 統合協議会

会長：知事

委員：県企業局長、九十九里（企）企業長、南房総（企）企業長  
市町村長

##### 幹事会

会長：総合企画部長

委員：県企業局 管理部長、水道部長  
九十九里（企）・南房総（企）事務局長  
各地域代表の部長等

##### 両地域市町村等調整会議 （九十九里・南房総の地域別に設置）

会長：九十九里（企）事務次長  
南房総（企）業務課長  
委員：末端給水事業体の課長、  
市町村水道・財政担当課長等

##### 部会（総務、経理・業務、工務、維持管理の4部会）

会長：水政課長（総務、経理・財務）

用水供給事業統合準備室長（工務、維持管理）

委員：県企業局関係課長、九十九里（企）・南房総（企）関係課長

##### [専門的事項の検討を行うため設置]

##### ワーキンググループ

メンバー：水政課、県企業局、九十九里（企）及び南房総（企）の  
担当者

#### エ 取組状況

##### 第1回統合協議会（令和4年5月17日）

統合の基本的な方向性、統合協議会における主な協議事項やスケジュールを確認するとともに、協議会の組織構成等について協議を行い承認された。

##### 第2回統合協議会（令和4年9月13日）

主な協議事項の検討状況や今後の統合協議会の開催予定などについて承認を得た。

##### 第3回統合協議会（令和5年1月16日）

統合後の事業運営の指針となる統合基本計画に記載する項目や概要について整理した骨子素案の承認を得た。

##### 第4回統合協議会（令和6年1月19日）

統合後の一定期間は地域別料金制を導入し、その後に統一することも選択肢の一つとして検討することや、統合の時期について令和8年4月を目途とすることなど覚書の見直しについて承認を得た。

令和5年度は、骨子素案に基づき、施設整備や財政収支についての詳細・具体の検討を進め、これまでに水需要予測や施設整備の概略をとりまとめた。

しかしながら、昨今の動力費高騰等の影響や関係市町村等の要望などを踏まえ、統合後の用水供給事業の安定的な経営を確保できるよう、財政収支の前提となる施設整備の計画や料金体系のあり方などについて、更なる検討が必要となっている。

そこで、第4回統合協議会において

- ・ 統合後の一定期間は地域別料金制を導入することも選択肢の一つとすること
- ・ 統合の時期：令和7年4月→令和8年4月 を目途
- ・ 企業団解散の時期：令和7年3月→令和8年3月 を目途

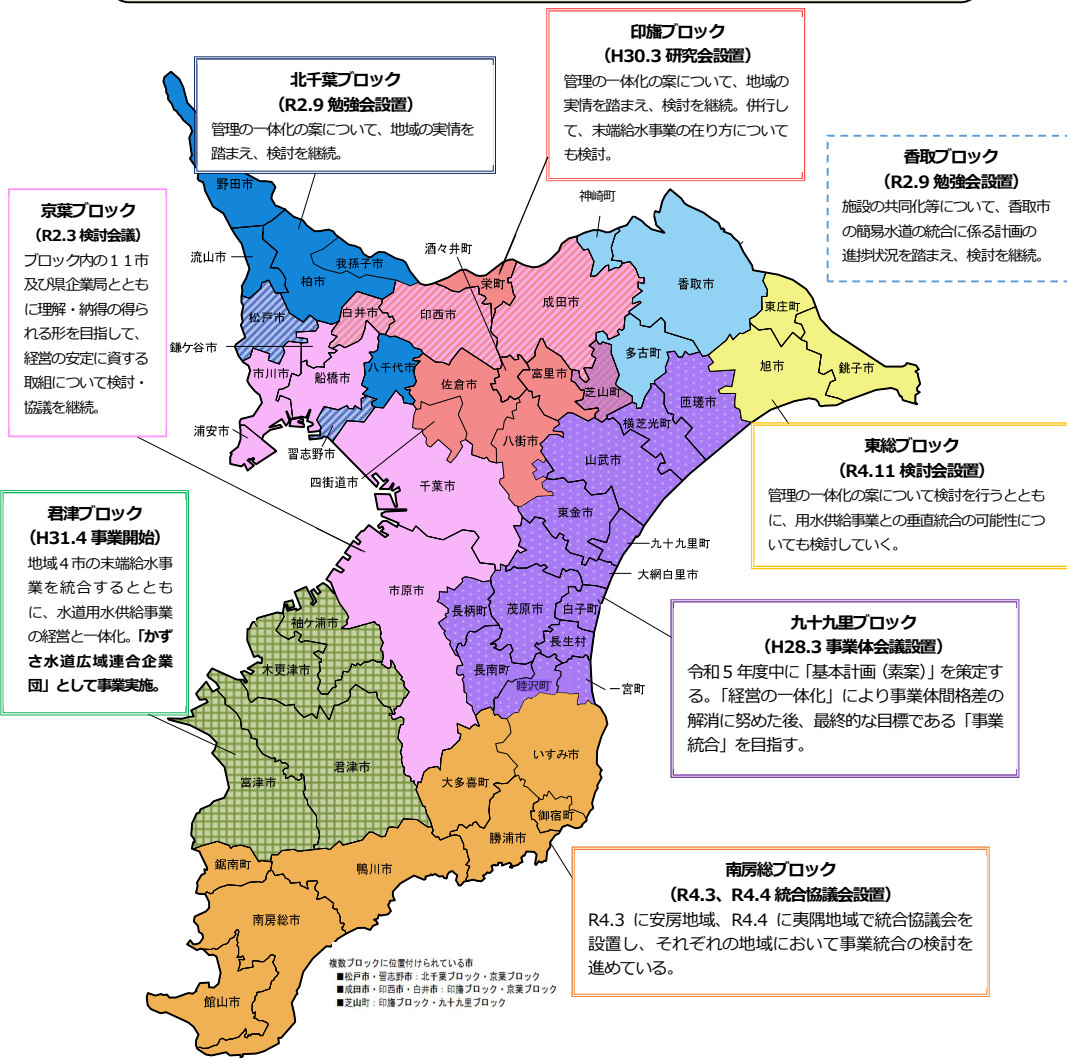
の議決を得、令和6年度中の統合基本計画策定、基本協定締結に向けて協議を進めていく。

### 3 統合・広域連携に向けた状況について(末端給水事業)

#### 1 各地域における検討の状況

令和元年9月に公表した千葉県版水道ビジョンでは、人口減少が見込まれる中、将来にわたり水を安定供給するためには、水道事業体の経営健全化、技術の確保、施設の更新等の課題解決を図る必要があるが、個々の取組のみでは、限界があることから、現在の水道用水供給事業体とその構成市町村の枠組みを基本に、県内8ブロックを設定し、統合・広域連携の検討を進めることとしている。

#### 地域(ブロック)別 末端給水事業体の統合・広域連携の取組状況



九十九里・南房総地域の末端給水事業体の統合については、**用水供給事業の統合効果を地域全体で享受するため、リーディングケースの協議と併行して進めている。**

#### 2 県の各地域に対する人的・財政的支援

##### (1) 人的支援

・末端給水事業体の統合に係る研究会等の事務局を担う事業体への職員派遣 (単位:人)

	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
君津(企)※	1	1	1					
山武(企)		1	1	1	1	1	1	1
南房総(企)		1	1	1				
安房都市 広域市町村圏 事務組合							1	1
いすみ市(夷隅 地域水道事業統合 協議会)								1

※令和元年度から木更津市、君津市、富津市、袖ヶ浦市の4市と君津広域水道企業団が統合したかずさ水道広域連合企業団が水道及び用水供給事業を行っている。

・研究会等へのオブザーバー参加

- (令和元年度) 九十九里地域、南房総地域、印旛地域、東総地域
- (令和2年度) 九十九里地域、南房総地域、印旛地域、東総地域
- (令和3年度) 九十九里地域、夷隅地域、安房地域、印旛地域、東総地域
- (令和4年度) 九十九里地域、夷隅地域、安房地域
- (令和5年度) 安房地域、東総地域

##### (2) 財政的支援

各地域の研究会等が行う末端給水事業の統合・広域連携の調査検討に要する経費について補助を実施

- 【補助金名】千葉県末端給水事業体の統合・広域連携に係る調査検討事業補助金
- 【補助対象】九十九里地域・夷隅地域・安房地域・印旛地域・東総地域の末端給水事業体等(研究会等の事務局)
- 【対象経費】統合効果等の調査検討費用(コンサル委託)
- 【補助率】1/2以内(1地域10,000千円(2ヶ年度以内)を上限とする。)

【補助実績】 (単位:千円)

	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5*
九十九里地域	4,536	5,000	—	—	—	—	—	—
南房総地域(安房)	5,000	5,000	—	—	—	—	8,250	1,750
南房総地域(夷隅)					—	—	7,535	2,465
印旛地域	—	—	5,000	5,000	—	—	—	—
東総地域	—	—	—	5,000	5,000	—	—	—

※令和5年度は交付決定の額。



### 3 千葉県水道広域化推進プランの概要（抜粋）

本県では、令和元年に策定した「千葉県版水道ビジョン」の統合・広域連携の方向性に基づき、これまでの各地域における検討状況を踏まえて、**地域ごとの協議において合意の得られた広域化の推進方針や当面の具体的取組内容**をとりまとめ、「**千葉県水道広域化推進プラン**」を策定した。

#### 1. 水道広域化推進プランとは

- 平成31年1月に国は都道府県に対し、令和4年度末までに策定することを要請。
- プランに記載された取組については、国交付金の対象、あるいは一般会計出資債の元利償還金の一部が普通交付税措置の対象となり得る。

#### 2. 「千葉県水道広域化推進プラン」の概要

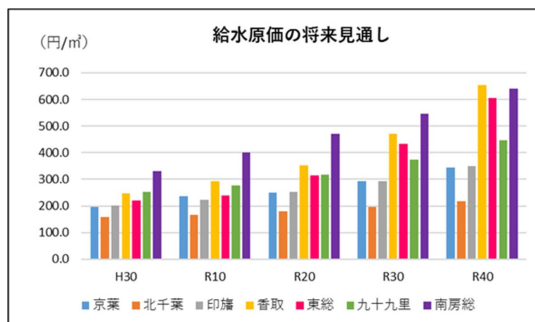
##### (1) 現状と将来見通し

千葉県版水道ビジョンで設定した8つのブロックのうち、既に統合を果たしている君津ブロックを除いた7つのブロックごとに、**現状の分析と末端給水事業体が単独で事業継続した場合の将来見通しの予測**を行った。

給水収益の減少と給水に係る費用の増加

給水原価\*の上昇

- 現行の料金水準では資金不足が懸念される事業体が多くなる
- 計画的な水道施設の更新、独立採算制の原則を踏まえた適正な料金水準の検討等が必要



\*有収水量1m³当たり、どれだけの費用がかかっているか表示指標  
(経常費用－長期前受金戻入－受託工事費等の額) /年間総有収水量

個々の水道事業者の取組のみでは限界があるため、**多様な広域化の手法の検討が必要**

##### (2) 広域化シミュレーションと効果

広域化の種類から、ブロックごとにシミュレーションのパターンを設定し、県下一律の条件で効果額を試算して、その効果を検証した。

※今後の統合に向けて九十九里ブロック・南房総ブロックで独自にシミュレーションを実施しているものを除く。

検討した類型で一定の効果が見込まれるが、仮定の条件に基づくため、今後ブロックの実情や各事業体の特性を反映させた、**より精緻なシミュレーションが必要**であるほか、実現に向けて**技術的・財政的な多くの課題があり、地域の合意形成等の更なる調整が必要**。

こうした課題を踏まえ、**地域の实情に則した広域化に係る推進方針の検討が必要**

##### (3) 今後の広域化に係る推進方針等

シミュレーションの結果と課題を踏まえ、各ブロックの实情に応じた末端給水事業者の広域化の推進方針や当面の具体的取組内容等を定めた。

###### ① 広域化の推進方針及び当面の具体的取組内容

###### ア. 九十九里・南房総ブロック

「九十九里・南房総地域の用水供給事業者と県営水道の統合」(リーディングケース)と併行して以下の検討を行う。

九十九里：将来の事業統合を視野に**経営の一体化**を目指すとともに、施設の統廃合の検討。

南房総：夷隅地域、安房地域それぞれの統合協議会において、**令和7年度の事業統合**に向けた協議を継続するとともに、施設の統廃合の検討。

###### イ. 京葉ブロック

地域の水道事業の在り方について、ブロック内の11市及び県企業局とともに理解・納得が得られるよう、**地域共通の考え方を整理しながら、経営の安定に資する取組に係る検討を継続**。

###### ウ. 北千葉・印旛・香取・東総ブロック

管理の一体化、施設の共同化案などについて、**地域の实情を踏まえた検討を継続**。

- 印旛：リーディングケースにならった用水供給事業の統合を要望しており、これと併行して末端給水事業のあり方についても検討。
- 香取：香取市が進めている簡易水道統合の進捗状況を踏まえて検討を継続。
- 東総：東総広域水道企業団(用水供給事業)との垂直統合についても検討を始める。

###### ② プラン策定後の対応

- プラン策定後も**地域ごとに県及び水道事業者等で連携しながら更に検討**。
- 県は、末端給水事業統合の検討に係る事務局を担う事業者への職員派遣や統合・広域連携の調査検討に要する経費への補助を継続。
- プラン策定時に**具体化されていない取組等**であっても、各地域における**合意形成が見込まれるもの**については、引き続きその**具体化に向けて検討**。
- 検討にあたっては、各地域の会議等を引き続き協議の場とし、各地域の経営状況の変化や取組の進行状況に併せて、**必要に応じプランを改定**。